

寮規程

第1条(目的)

本規程は、本寮の管理について必要な事項を定めたものである。

第2条(定義)

本規程における用語の定義は次のとおりとする。

- ① 「本校」とは、名古屋国際学院をいう。
- ② 「本学生」とは、本校に在籍する者をいう。
- ③ 「本寮」とは、本校が本学生を居住させることを目的として入居させる建物及び敷地をいう。
- ④ 「入寮者」とは、本学生のうち、本寮に入寮した者をいう。

第3条(入寮)

- 1 本学生が本寮に入寮を希望するときは、本校所定の入寮手続きを行わなければならない。
- 2 入寮を希望する本学生は、本寮が原則として相部屋となることを承知した上で入寮の申込みを行い、入寮後は、善良な管理者の注意をもって本寮を使用し、同居する入寮者及び本寮の隣人と円満な関係を心掛けなければならない。
- 3 本校は入寮者に対し、必要に応じて部屋の移動を指示することができる。

第4条(所定入寮期間)

- 1 本校は、入寮者が他の学生と交流を図り、日本の文化や生活に慣れることを目的として、本寮に入寮しなければならない期間(以下「所定入寮期間」という)を定める。
- 2 前項の所定入寮期間は6か月とし、入寮者は原則として、所定入寮期間内に退寮することはできない。
- 3 前項の定めにかかわらず、入寮者が所定入寮期間内の退寮を希望し、本校が、入寮者の生活状況や日本語の習熟度を考慮して退寮を認めたときは、所定入寮期間内であっても退寮することができる。この場合、本校は、入寮者に対し既に支払った寮費、水道光熱費及び通信費(以下「寮費等」という)を一切返金しない。

第5条(費用)

- 1 本寮の入寮にかかる費用は次のとおりとする。

入寮費(入寮時)	40,000円(消費税込)
寮費(月額)	32,000円(非課税)
水道等光熱費及び通信費(月額)	8,000円(消費税込)

- 2 本校は、入寮者の故意又は過失により合理的な範囲を超えて発生した水道光熱費及び通信費について、入寮者に超過分を請求することができる。
- 3 本校は、経済情勢その他の変動に応じて、入寮者に通知した上で第1項に定める費用の額を増額又は減額することができる。

第6条(入寮費及び寮費等の支払い)

入寮者は、本校の学費・設備費等の学生納付金と共に、入寮費及び所定入寮期間分の寮費等を支払わなければならない。

第7条(入寮期間の延長)

- 1 所定入寮期間満了日の1か月前までに、本校と入寮者が合意したときは、入寮者は、入寮期間を延長できる。
- 2 前項により入寮期間を延長するときは、所定入寮期間満了日の前月末までに、所定入寮

期間の満了日が属する月の寮費等(日割計算)及びその翌月の寮費等を支払わなければならない。以降は、毎月末日までに翌々月の寮費等を支払わなければならない。

第8条(退寮)

- 1 入寮者が本校を卒業したとき、又は退学若しくは除籍により本学生の身分を失ったときは、本校が通知する日までに退寮しなければならない。
- 2 第4条第3項に基づき、所定入寮期間内の退寮が認められた入寮者は、退寮の申し出日の1か月後まで退寮しなければならない。
- 3 前条に基づき入寮期間を延長した入寮者は、1か月前までに本校に申し出ることにより、本寮を退寮することができる。
- 4 退寮は、本校の立会いのもとに行わなければならない。
- 5 本校は、退寮にあたり立退料、引越料等は一切支払わない。
- 6 入寮者は、退寮するときは、入寮者の責に帰すべき事由による損傷、汚れ等を自己の費用で原状に復さなければならない。

第9条(退寮処分)

- 1 入寮者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、本校は、入寮者に対し本校の指定する期日までに退寮するよう命ずることができる。
 - ① 本規程に違反したとき
 - ② 本校を退学処分となったとき
 - ③ 自ら退学を申し出たとき
 - ④ 前各号のほか、本校が入寮者として不適格であると認める事由の生じたとき
- 2 前項による退寮の場合、本校は、入寮者に対し既に支払った寮費等を一切返金しない。

第10条(本校による退寮の申入れ)

本校は、本寮の管理運営継続が困難となる事由が生じた場合、1か月前までに入寮者に対して申入れを行うことにより、入寮者を退寮させることができる。

第11条(寮費の精算)

- 1 本校の卒業により退寮する場合、第8条第3項に基づき退寮する場合、及び前条の本校の申し入れにより退寮する場合であって、退寮日の翌日以降の寮費等を受領しているときは、日割計算した上で、退寮日の翌月末に振り込んで返金する。この場合の振込手数料は入寮者の負担とする。なお、本条において退寮日とは、入寮者が本寮を退去した日ではなく、本校が退寮日として通知した日又は入寮者が退寮を申し出た日の1か月後の日のことをいう。
- 2 前項の定めにかかわらず、入寮者が本校に対して支払うべき費用(学納金、原状回復費用、損害賠償金等)に未払いがあるときは、本校は、入寮者への返金額を当該未払い金に充当することができる。

第12条(入寮前の取消し)

入寮者が入寮費及び寮費等を支払った後に、入寮者の責めに帰すことのできない事由で入寮できなくなったときは、本校は、入寮のために要した費用及び返金のために要する費用(振込手数料等)を差し引いた額を返金する。

第13条(禁止事項)

- 1 入寮者は、次の各号に定める行為をしてはならない。
 - ① 本寮に第三者を立ち入らせること、また本寮に第三者を住まわせること
 - ② 本寮を第三者に貸すこと
 - ③ 本寮を居住以外の目的に使用すること

- ④ 増改築、模様替え等、本寮の原状を変更すること
 - ⑤ 本寮内で喫煙すること
 - ⑥ 騒音を発する行為、ごみ出しルールの違反など周辺の住民に迷惑となる行為
 - ⑦ 同居者に危害を加える等、同居者の迷惑となる行為
 - ⑧ その他、入寮者として本校が不適当と認める行為
- 2 入寮者が前項に違反し、本校が改善を要請したにもかかわらず、改善が認められない場合は、本校は入寮者に対し、退寮、退学又は除籍等の処分を行うことができる。この場合、本校は、入寮者に対し既に支払った寮費等を一切返金しない。

第14条（入寮者による家具・家電の購入及び処分）

- 1 入寮者は、大型家具やパソコン等、処分に費用を要する物品（粗大ゴミや家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の対象になる物品をいうが、これに限らない。）を購入するときは、当該物品を所有しようとする者の氏名等を明らかにして、購入前に本校に相談しなければならない。
- 2 前項の物品を事前の相談なく購入した場合は、入寮者は、速やかに本校に通知しなければならない。
- 3 前二項にかかる物品は、退寮するまでに所有者たる入寮者の費用と責任において処分しなければならない。なお、対象物品を2人以上で共同所有（共有）している場合は、処分費用を連帯して負担するものとする。

第15条（損害賠償）

- 1 入寮者が故意又は過失により、本寮及び本寮の備品の全部又は一部を破損若しくは滅失させたときは、入寮者の負担により修繕し、又は入寮者はその損害を賠償するものとする。
- 2 入寮者の責に帰すべき事由により第三者との間に紛争が生じた場合は、入寮者は自らの責任と費用において紛争を解決し、本校に一切の迷惑をかけないものとする。
- 3 前項の定めにかかわらず、第三者との関係で本校が損害賠償を行った場合は、本校は入寮者に対し当該第三者に対して支払った損害賠償額について求償することができる。

2018年10月1日施行
2020年10月1日改訂
2022年11月1日改訂
2024年 4月1日改訂
2024年10月1日改訂